

平成22年度税制改正要望の結果概要（総務省関係）

本日、平成22年度税制改正大綱が決定されました。このうち、総務省の主要要望関係部分の概要は別添のとおりです。

連絡先：

総務省 大臣官房企画課

担当：吉田課長補佐、納富係長

電話：03-5253-5158

FAX：03-5253-5160

平成 22 年度税制改正 主要要望結果の概要

※措置内容については、参考資料の該当頁を参照。

I 国税**1 中小企業等基盤強化税制の拡充、情報基盤強化税制の廃止〔所得税、法人税〕**

中小企業等基盤強化税制を拡充し、資本金の額等が 1 億円以下の法人が情報基盤強化設備（IDS/IPS, WAF）等を取得する際に、取得価格の税額控除又は特別償却を認める措置を追加する。

また、これに伴い、情報基盤強化税制は適用期限の到来をもって廃止する（平成 21 年度末）。

2 過疎地域における事業用設備等の特別償却の対象事業の拡充及び延長〔所得税、法人税〕

過疎地域内で個人又は法人が事業の用に供する設備等を新增設した場合に特別償却が認められる業種の対象から、ソフトウェア業を除外し、コールセンターを追加した上で、適用期限を 1 年延長する。

（※過疎地域自立促進特別措置法の改正（延長）が前提）

3 過疎地域における事業用資産の買換えの場合の課税の特例措置〔所得税、法人税〕

過疎地域外にある建物等の事業用資産を譲渡し、過疎地域内にある事業用資産を取得する場合において、当該譲渡による譲渡益の一部に対する課税の繰延べを認める措置について、現行の過疎地域自立促進特別措置法の失効後も、同法による特例措置（課税の繰延べ）を継続する。

（※過疎地域自立促進特別措置法の改正（延長）が前提）

4 非居住者等の受け取る振替地方債の利子に係る非課税手続の簡素化及び非課税対象者等の拡充〔所得税、法人税〕

海外投資家（非居住者、外国法人等）が受け取る振替地方債の利子に係る非課税手続を簡素化するとともに、非課税対象者の範囲等を拡充する。

5 非居住者等の受け取る振替地方公共団体金融機構債券等の利子等に係る非課税制度の創設〔所得税、法人税〕

海外投資家（非居住者、外国法人等）が受け取る振替地方公共団体金融機構債券等の利子等に係る非課税制度を創設する。（適用期限を3年とする。）

〔参考〕郵便貯金銀行及び郵便保険会社が郵便局株式会社に業務委託する際に支払う手数料に係る消費税の非課税措置の創設〔消費税〕

郵便貯金銀行、郵便保険会社、郵便局会社等に係る税制上の措置については、消費税を含む税制の基本的な考え方等に基づき、国会や与党におけるこれまでの議論、「郵政改革の基本方針」（平成21年10月20日閣議決定）等に沿った検討も踏まえつつ、ユニバーサルサービスの担保等のための政策のあり方の観点から、所要の検討を行う。

II 地方税

1 合併市町村における課税免除又は不均一課税等の特例措置の延長〔個人住民税等〕

市町村の合併後、一定期間課税をしないことまたは不均一の課税をすることができること等の措置について、平成21年度末で失効する市町村の合併の特例等に関する法律の延長に伴い、当該特例措置を延長する。

2 地方独立行政法人に係る非課税措置の拡充〔不動産取得税等〕

新設型地方独立行政法人のうち、成立の前日に地方公共団体が行っていた業務のみを行うものについては、非課税とする措置を講ずる。

3 ブロードバンドによる情報格差解消税制（次世代ブロードバンド基盤を構築する施設に係る課税標準の特例措置）〔固定資産税〕

電気通信基盤充実臨時措置法に基づき実施計画の認定を受けた電気通信事業者等が一定の設備を取得した際の固定資産税について課税標準を2/3、3/4又は4/5とする措置につき、対象者を資本金の額又は出資金の額が50億円未満の事業者に限定するとともに、対象設備に電気通信事業用IPアドレス変換装置等を追加する。また、平成22年度末の適用期限の到来をもって廃止する。

4 地縁による団体（自治会・町内会等）に係る非課税措置の創設〔不動産取得税〕

特例民法法人の業務を承継するために設立された認可地縁団体が、平成22年4月1日から平成25年11月30日までの間に解散した当該特例民法法人からその残余財産を取得するに際して、その承継に係る不動産取得税を課さないこととする。

中小企業等基盤強化税制の拡充、情報基盤強化税制の廃止

- 情報基盤強化税制について対象を中小企業者に限定し、中小企業等基盤強化税制に位置付ける。
- また税額控除、特別償却の対象にIDS/IPS, WAF等を追加する。

対象者

資本金1億円以下の中小企業者(大規模法人(資本金1億円超)子会社等を除く。)

対象設備

下線部が拡充項目

- (1) ①サーバ用OS※、②OSがインストールされたサーバ、③仮想化ソフトウェア※
- (2) ①データベース管理ソフトウェア(DBMS) ※、② ①+当該DBMSの機能を利用するアプリケーションソフトウェア
- (3) 連携ソフトウェア※
- (4) ファイアウォール※【(1)～(3)と同時設置】
- (5) ①IDS/IPS※、②WAF※【(1)～(3)と同時設置】

※ ISO/IEC 15408に基づいて評価・認証されたもの。

- ・IDS・・・Intrusion Detection System (侵入検知システム)
- ・IPS・・・Intrusion Prevention System (侵入防止システム)
- ・WAF・・・Web Application Firewall (webアプリケーションファイアウォール)

課税特例

取得価額の7%の税額控除又は30%の特別償却

取得価額要件

資本金	投資額
資本金1億円以下の中小企業者	70万円以上 (取得した対象設備の合算)

減収額試算

約1.7億円(総務省部分) (富士キメラ総研「2008ネットワークセキュリティビジネス調査総覧」より推計)

【参考】H22年度減収額(全体)：約240億円

過疎地域における事業用設備等の特別償却の対象事業の拡充及び延長 過疎地域における事業用資産の買換えの場合の課税の特例措置

○ 過疎地域における特別償却制度

1 現行制度概要

過疎地域内で個人又は法人が製造業等の事業の用に供する設備等を新增設した場合、特別償却が認められる。

・対象設備

設備\業種	製造業	旅館業	ソフトウェア業
建物、付属設備	○	○	○
機械、装置	○	×	○

・特別償却率 建物、付属施設 6/100 機械、装置 10/100

・取得価額 2,000万円超

2 改正内容

過疎法の延長を前提に、対象業種からソフトウェア業を除外し、コールセンターを追加した上で、1年延長。

○ 過疎地域における事業用資産の買換えの場合の課税の特例

1 現行制度概要

過疎地域外にある建物等の事業用資産を譲渡した場合において、当該事業年度(個人の場合は、当該譲渡の日の属する年の12月31日まで)に過疎地域内にある事業用資産を取得し、かつ、その取得後1年以内に事業の用に供し、又は供する見込みである場合の当該譲渡による譲渡益の一部に対する課税の繰延べを認める特例措置。

2 改正内容

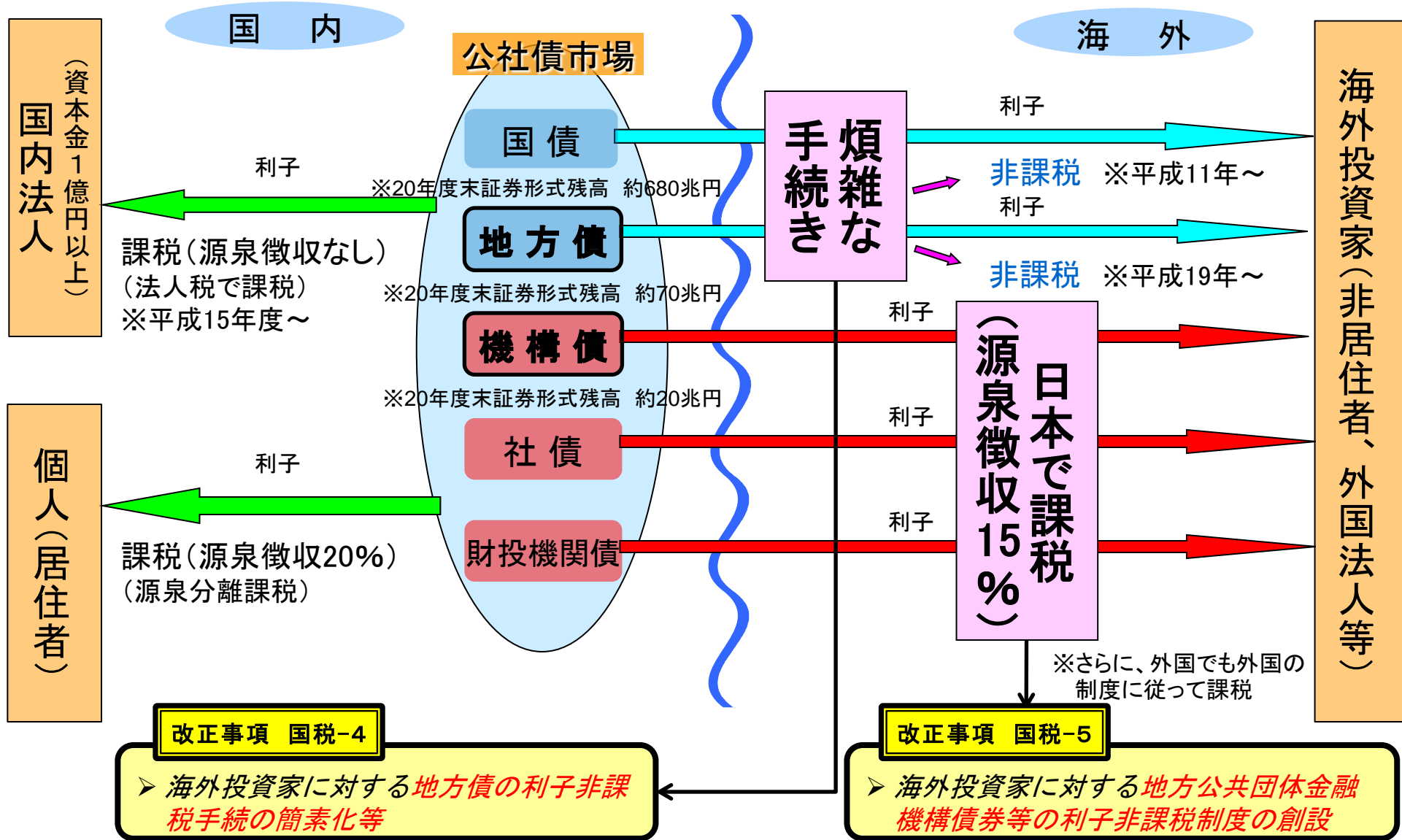
過疎法の延長を前提に継続。

(参考) 現行適用期限

法人税: 平成23年 3月31日

所得税: 平成23年12月31日

**非居住者等の受け取る振替地方債の利子に係る非課税手続の簡素化及び非課税対象者等の拡充
非居住者等の受け取る振替地方公共団体金融機構債券等の利子等に係る非課税制度の創設**



市町村の合併の特例等に関する法律における地方税の特例措置の延長

1. 改正内容

合併の障害を除去するための措置である現行合併特例法(平成21年度末失効)第16条の地方税に関する下記の特例について、平成22年度以降の合併特例法においても引き続き設けるもの(期間は当該合併特例法の有効期限内)。

- ① 市町村の合併後直ちに均一の課税をすることが、かえって住民負担の均衡を欠くこととなると認められる場合に一定期間課税をしないことまたは不均一の課税をすることができる。【すべての市町村民税】
- ② 事業所税の非課税団体同士が合併して人口30万以上の市となる場合に都市としての実態や人口実態に変化が必ずしもないにもかかわらず事業所税が課税されることになることが合併の支障となる場合があるため一定期間政令による課税団体の指定をしない。【事業所税】
- ③ 市町村合併に伴う税負担の増加を緩和するため、市町村合併に伴い特定市となる地域に所在する市街化区域農地のうち、新たに宅地並課税の対象となるべきものについては、一定期間宅地並課税の適用を受けないこととする。【固定資産税、都市計画税】

2. 改正理由

合併した場合、新市町村において基本的には、税率や税目を同一にする必要があるが、例えば、地方税の税率が異なっている市町村が合併し、直ちに税率を同一にすることは、住民の負担に多大な影響があり、合併が円滑に進まなくなるおそれがある。そのため、旧合併特例法及び現行合併特例法において、一定期間は課税免除又は不均一課税をすることができる等の地方税の特例が設けられてきたところであるが、今回制定する合併特例法においても、障害除去の観点から同様の特例が必要である。

3. 適用実績

平成11年以降の旧合併特例法下の合併件数581件のうち、第1項については236件、第2項については7件、第3項については34件の合併において特例が適用され、また、現行合併特例法下の合併件数46件(平成22年3月31日見込み)のうち、第1項については25件、第2項については0件、第3項については6件の合併において特例が適用されているところ。

地方独立行政法人に係る非課税措置の拡充

新設型地方独立行政法人のうち、成立の前日に地方公共団体が行っていた業務に相当する業務のみを行う法人について、非課税とする措置を講じる。

対象税目：道府県民税、不動産取得税、自動車取得税、自動車税、鉦区税、市町村民税、固定資産税、軽自動車税、特別土地保有税、事業所税、都市計画税、水利地益税、共同施設税、宅地開発税

(参考)

- 移行型地方独立行政法人のうち、成立の前日に設立団体が行っていた業務に相当する業務のみを行う法人については、既に非課税とされている。
- 平成15年度税制改正において、移行型地方独立行政法人に係る非課税措置が新設され、平成16年度税制改正において、公立大学法人について、新設型地方独立行政法人が非課税措置の対象とされている。

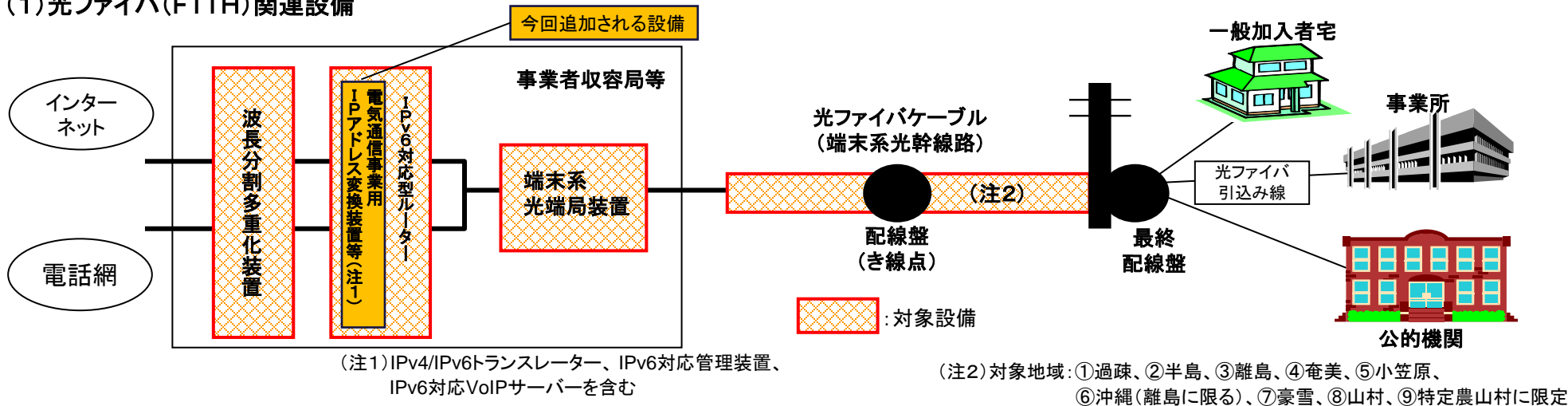
○＜改正事項＞

	「移行型」 地方独法		「新設型」 地方独法		公立大学 法人	国独法	
	設立団体が行っていた業務のみを行うもの	左記以外の業務も行うもの	地方公共団体が行っていた業務のみを行うもの	左記以外の業務も行うもの		国が行っていた業務のみを行うもの	左記以外の業務も行うもの
地方税 (不動産取得税、 固定資産税等)	非課税	課税	課税 ↓ 非課税 (改正事項)	課税	非課税	非課税	課税

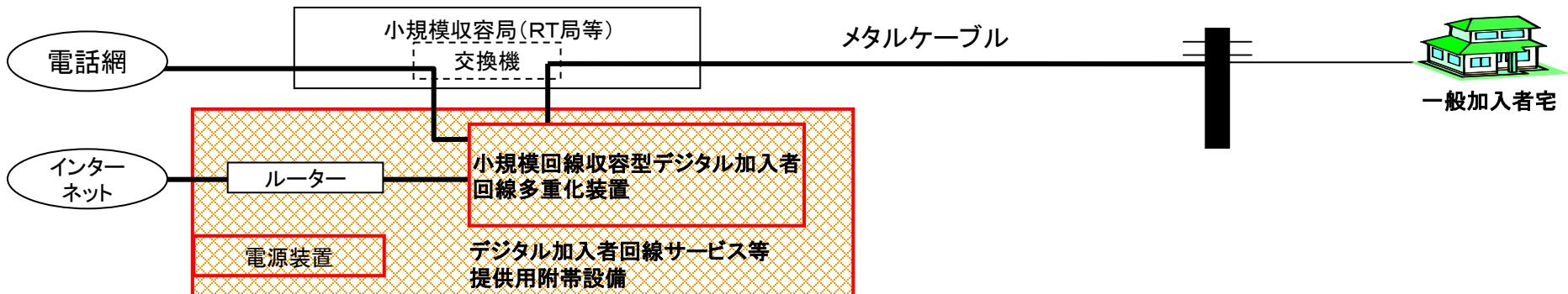
ブロードバンドによる情報格差解消税制 (次世代ブロードバンド基盤を構築する施設に係る課税標準の特例措置)

- 1 目的：ブロードバンド・ゼロ地域を解消し、ユビキタスネット社会を支える世界最先端のネットワーク基盤を構築するため、光ファイバ等を活用し、高画質映像の受発信等、大容量データの超高速通信に適応したブロードバンド基盤の全国的整備促進を図る。
- 2 対象者：電気通信基盤充実臨時措置法に基づき実施計画の認定を受けた次の者
 (1)電気通信事業者 (2)有線テレビジョン放送事業者 (3)有線放送電話業者
- 3 内容：対象者が下記の対象設備を取得した場合(※)に、取得後5年度分について、設備に応じて固定資産税の課税標準を2/3、3/4又は4/5とする特例措置が講じられる。※対象者により対象となる設備が異なる
- 4 改正内容：(1) 適用期限について、平成23年3月31日まで1年間延長(拡充部分については平成22年4月1日から平成23年3月31日まで)
(2) 対象者について、資本金の額又は出資金の額が50億円未満の事業者に限定
(3) 対象設備に電気通信事業用IPアドレス変換装置等を追加

(1) 光ファイバ(FTTH)関連設備



(2) ADSL関連設備



地縁による団体（自治会・町内会等）に係る非課税措置の創設

税制改正の概要

特例民法法人の業務を承継するために設立された認可地縁団体が、平成22年4月1日から平成25年11月30日までの間に解散した当該特例民法法人からその残余財産を取得するに際して一定の要件を満たす場合には、その残余財産の承継に係る不動産取得税を課さないこととする。

（参考）平成21年度税制改正において、同様の趣旨から、地方自治法第260条の2第7項に規定する認可地縁団体で、一定の要件を満たすものが、平成21年4月1日から平成25年11月30日までの間に解散した特例民法法人から残余財産を取得する場合には、その取得に伴う土地の所有権、地上権若しくは賃借権又は建物の所有権若しくは賃借権の移転登記については、その期間内に登記を受けるものに限って、登録免許税を課さないこととされている。

○具体的措置のイメージ

特例民法法人から業務を承継する目的で認可地縁団体として認可を受けた場合で、当該特例民法法人から認可地縁団体に対して不動産を贈与した場合には、当該不動産に課されることとなる不動産取得税を非課税とする。

